

JIS

燃 焼 機 器 用 給 排 気 筒

JIS S 3025-1996

(2006 確認)

平成8年3月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 57.3.1 改正：平成 8.3.1
官 報 公 示：平成 8.3.14
原案作成協力者：財団法人 日本燃焼器具検査協会
審 議 部 会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 正田 英介）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部消費生活規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

燃 燒 機 器 用 給 排 気 筒

S 3025-1996

Supply and exhaust pipes for burning appliances

1. 適用範囲 この規格は、石油又はガスを燃料とする強制給排気形又は強制給排気式の燃焼機器に用いる給排気筒⁽¹⁾について規定する。

注⁽¹⁾ この規格でいう給排気筒とは、給排気筒トップ、給排気筒トップ固定具、延長給排気筒、延長給気筒、延長排気筒などを含めたものをいう。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS B 2401 Oリング

JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯

2. この規格の中で { } を付けて示してある数値は、従来単位によるものであって、参考として併記したものである。

2. 品質性能 給排気筒の品質性能は、8.によって試験したとき、表1の規定を満足しなければならない。

表1 品質性能

項目		品質性能	試験方法
耐荷重性 ⁽²⁾		変形，その他の異常がないこと。	8.1
耐低温性		異常がないこと。	8.2
耐熱性		異常がないこと。	8.3
耐散水性		燃焼機器へ水が浸入しないこと。	8.4
かん合性		排気筒 196 N {20 kgf} 以上 給気筒(機器との接続部) 196 N {20 kgf} 以上 排気口キャップ 196 N {20 kgf} 以上 給気口キャップ 78 N {8 kgf} 以上 その他 78 N {8 kgf} 以上	8.5
気密性	給排気筒トップと延長給排気筒との組合せ	排気側 1時間当たり0.5 m ³ 以下 給気側 1時間当たり5 m ³ 以下	8.6
	その他のもの	1時間当たり1 m ³ 以下	

注⁽²⁾ 製造業者の指示する最小壁厚寸法に取り付けたとき、外壁から給排気筒トップ先端までの長さが150 mmを超えるものに適用する。この場合、伸縮できるものは、伸縮部を最も延ばしたときの長さとする。

3. 構造 給排気筒の構造は、次によらなければならない。

- (1) 水滴がたまりにくい構造であること。
- (2) 接続部は、差込みなどによって確実に接続ができ、燃焼機器の性能に支障がないよう気密が保たれること。
- (3) 伸縮管のスライド部には、有効な抜落ち防止の処置が施され、容易に離脱しない構造であること。